

平成 25 年度

事 業 計 画 書

公益財団法人 和歌山県市町村振興協会

# 平成 25 年度 公益財団法人和歌山県市町村振興協会事業計画

## (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

本協会は、平成 24 年 4 月 1 日から、国の公益法人制度改革により、公益財団法人へ移行し、平成 25 年度は 2 年目を迎えることとなります。

公益財団法人移行後、透明性の高い事業運営が求められる中、本年度も市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、市町村の健全な発展と住民福祉の増進に資することを目的に、定款第 4 条に定める次の事業を実施いたします。

### ◊ 公益目的事業 1 ( 市町村振興支援事業 )

#### 1 資金貸付事業 ( 定款第 4 条第 1 項第 1 号 )

市町村に対し、災害対策事業及び施設整備事業等に対し、下記のとおり短期及び長期の資金貸付を行う。

##### 【貸付枠】

( 短期貸付 ) 5 億円

( 長期貸付 ) 14 億円 ( 内、全国協会借入金 5 億円 )

##### 【貸付対象事業】

( 短期貸付 ) 災害時における市町村の緊急融資事業および災害防止対策事業等

( 長期貸付 ) 市町村における整備を要する施設整備事業等

##### 【貸付利率】

( 短期貸付 ) 災害時における市町村の緊急融資事業... 無利子

災害防止対策事業等... 財政融資資金の貸付利率以下で  
理事長が定める

( 長期貸付 ) 財政融資資金の貸付利率から 0.3 % 減じた率

##### 【償還期限】

( 短期貸付 ) 同一会計年度一括返済

( 長期貸付 ) 12 年 ( 内、2 年据置 )

20 年 ( 内、3 年据置 )

#### 2 市町村振興宝くじ収益金の交付事業 ( 定款第 4 条第 1 項第 2 号 )

##### 定 時 配 分

\* 予算額 377,300 千円

和歌山県から交付されるサマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝く

じの収益金を県内全市町村に対し、地方財政法第32条に規定する事業を対象に市町村交付金を交付する。

本年度の交付金額は下記のとおりとし、交付金額の配分基準は、均等割30%、人口割70%で算出する。

(交付金額)

サマージャンボ : 和歌山県交付金収入（予算額485,000千円）の内、2億円

オータムジャンボ : 和歌山県交付金収入（予算額177,300千円）の全額

臨時配分

\* 予算額 100,000千円

第70回国民体育大会（平成27年9月26日～10月6日）開催に伴う市町村への財政支援として、国体関連ソフト事業への助成として、サマージャンボ宝くじの収益金を財源に、平成25、26年度の2カ年で1億円ずつ交付する。

なお、市町村への交付金額の配分基準は、均等割30%、競技数割70%とする。

**3 市町村職員等の研修助成事業（定款第4条第1項第3号）**

\* 予算額 14,500千円

住民サービスの質の向上を目的に、市町村職員の人材育成を支援する。

- (1) 市町村職員研修協議会が実施する市町村行政の専門的な研修事業に助成する。
- (2) 市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所・全国建設研修センターが実施する専門的な研修を市町村職員が受講する研修経費の全額を助成する。
- (3) 和歌山県税務協議会が実施する市町村税務担当職員を対象とした専門的な研修事業に助成する。

**4 市町村関係団体助成事業（定款第4条第1項第3号）**

\* 予算額 8,000千円

地方自治関係4団体である和歌山県市長会、和歌山県町村会、和歌山県市議会議長会、和歌山県町村議会議長会の団体が実施する、市町村の振興に資する事業に助成する。

## 5 調査研究事業（定款第4条第1項第4号）

※ 予算額 650 千円

- (1) 和歌山県内市町村の行財政に係る各種基本的、基礎的データを網羅した資料集「市町村データブック」を作成し、県内自治体関係者の業務の一助とする。
- (2) 市町村振興に資するため、地域興し等に係る先進的な取組事例や行財政に係る喫緊の課題等をテーマとしたシンポジウムを開催する。

## 6 情報提供事業（定款第4条第1項第4号）

※ 予算額 3,150 千円

県内市町村の産業、文化、観光などの取り組みについて紹介するラジオ番組（和歌山放送）の提供を行うことにより、各市町村の魅力を再発見し、地域の活性化に寄与する。

（番組名） 「ラジオで和歌山 発見！お宝！」（市町村名）  
30分番組 月1回放送

## 7 災害見舞金交付事業（定款第4条第1項第5号）

※ 予算額 20,000 千円

風水害、火災、地震等、県内で災害が発生した際に、災害救助法の適用を受けた県内市町村を対象に、市町村が実施する災害復旧関連事業に支援するため、その被災した市町村に災害見舞金を交付する。

### ◊ 公益目的事業2・収益事業

#### 和歌山県自治会館施設貸与事業（定款第4条第1項第6号）

和歌山県内全市町村の共有財産で、市町村の振興と発展に寄与する施設として当協会が設置した和歌山県自治会館の円滑な管理運営に努めると共に、事務室及び会議室を公益目的で使用する官公庁や市町村関係団体等に貸与する。（公益目的事業）

また、施設を有効利用するため、共済目的等で使用する場合にも施設を貸与する。（収益事業）

### ◊ その他

- (1) 市町村振興宝くじにかかる広報宣伝

※ 予算額 5,700 千円

サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの販売促進を図るために、下記のとおり広報宣伝を実施する。

## ( 主な広報宣伝活動 )

- ・市町村広報誌掲載
  - ・県広報紙掲載
  - ・テレビスポット（テレビ和歌山）
  - ・ラジオスポット（和歌山放送）
  - ・電光ニュース（JR和歌山駅前）
  - ・新聞広告（ニュース和歌山・リビング和歌山）
  - ・電車中吊りポスター広告（JR・南海）

(2) ホームページの活用 ※ 予算額 400 千円

当協会の業務運営の透明性及び適正化を図るため、ホームページの活用に努める。

(3) 地域活性化センター会費の負担 ※予算額 2,730 千円

(財)地域活性化センター会費の市町村負担分を市長会及び町村会へ支出する。

#### (4) 施設整備積立資産の積立

和歌山県自治会館の大規模修繕及び改修に備え、施設整備積立資産として3,500万円を積み立てる。